

墨田区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第1号

## 墨田区手数料条例の一部を改正する条例

墨田区手数料条例（平成12年墨田区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 1 区民関係の部17の項中「理事長の職務代理に係る」を削る。

別表 2 保健衛生・環境関係の部63の項中「第39条第2項」を「第39条第6項」に改め、同部75の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

別表 3 建築・都市計画・土木関係の部79の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を加える。

### 付 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表 1 区民関係の部の改正規定 公布の日
- (2) 別表 3 建築・都市計画・土木関係の部の改正規定 令和8年4月1日
- (3) 別表 2 保健衛生・環境関係の部の改正規定 令和8年5月1日